

北本市総合教育会議運営要綱（案）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置する、北本市総合教育会議（以下「会議」という。）の円滑な運営に必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げる協議及び調整とする。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更
- (2) 市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（組織）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集し、その議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思量するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（意見聴取）

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、別に定める手続により、あらかじめ議長にその旨を申し出、許可を受けなければならない。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定により会議を非公開とした場合にあっては、非公開とする。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、
会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。